

高齢者福祉施設等における 救急ガイドブック



伊勢原市消防本部

令和6年1月改訂版

はじめに

伊勢原市の令和5年中の救急出動件数は、5,902件となりました。

高齢化の進展に伴い、救急においても65歳以上の高齢者の方の搬送が増えています。

また、高齢者福祉施設等(以下「施設」といいます。)からの救急要請が増加しており、入所者の急病や施設内での転倒事故等に起因した救急要請も見受けられます。

高齢者の方は、少しの病気やケガ等で重症化する場合があります。

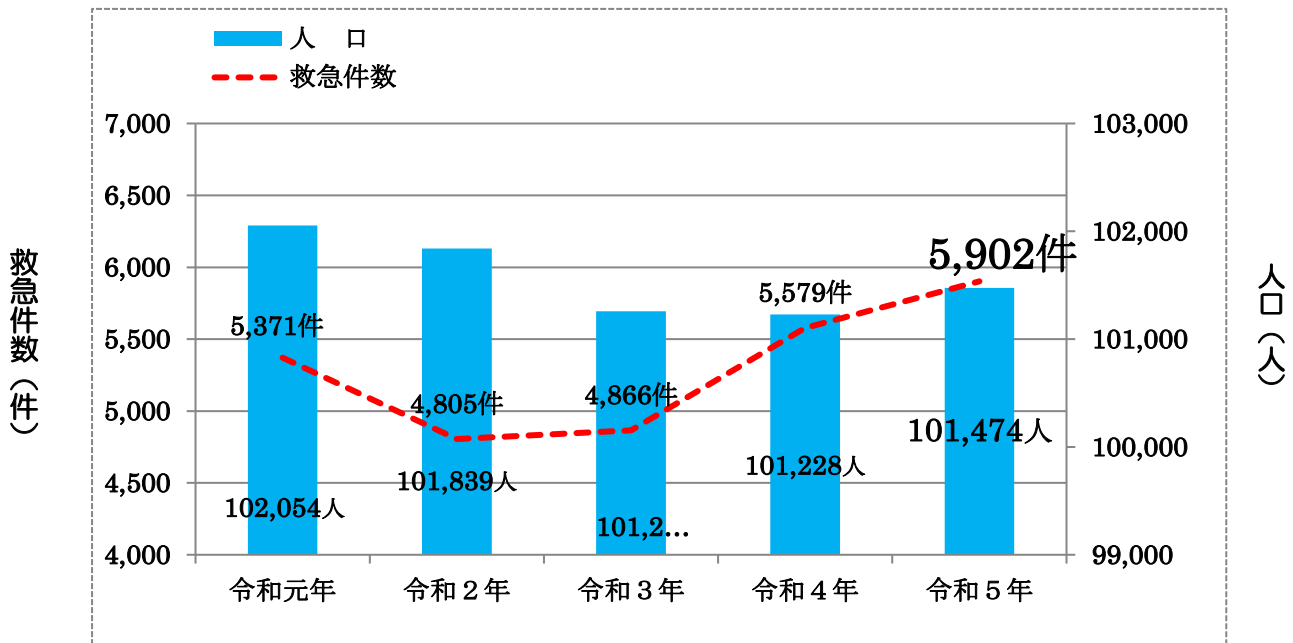
そこで、もしものときに救急隊と施設が円滑な連携が図れるように、「高齢者福祉施設等における救急ガイドブック」を作成しました。

いざという時の対応を確認し、施設の皆さまと救急隊が理解を深め、顔の見える関係を築き、より円滑な救急対応が行えるように、このガイドブックをご活用していただければと思います。

救急の概要

令和5年中の救急出動件数 5,902件のうち、施設からの救急要請は 506件 でした。

そのほとんどが急病、一般負傷で、入院が必要となる中等症以上が 378名 でした。



<施設内発生 of 事故種別・傷病程度>

事故種別	死亡	重症	中等症	軽症
急病	9件	47件	270件	51件
一般負傷	0件	4件	46件	18件
その他	0件	0件	2件	0件

(令和5年中)

救急要請時対応ガイド



緊急事態発生



- 施設内に知らせ、職員を集めましょう
- 集まった職員に指示してください
- 傷病者に応急手当を実施してください



119番通報

以下の情報を伝えてください



- 住所・施設名・電話番号
- いつ? だれが? どこで? どうした?
- 傷病者の今の状況（反応・呼吸はあるか）
- 今、実施している応急手当

救急隊到着



- 玄関等のカギを開けてください
- 傷病者の今の状況を伝えてください
- 現場（傷病者のそば）まで案内してください



傷病者の付添いをお願いします

病院への申し送りが必要です
傷病者の状況が分かる方が救急車に同乗してください
カルテ等の申し送りに必要な物を持参してください



救急要請のポイント

1 施設内での対応

- (1) 緊急事態が発生したことを、施設内職員に知らせてください
- (2) 緊急事態が起こった場所に、職員を集めてください
- (3) 集まった職員の役割を分担してください
 - ・ 119番通報
 - ・ 傷病者への応急手当
 - ・ 関係者への連絡（家族・施設関係者など）
 - ・ 救急車の誘導
 - ・ 何が起きて、どんな応急手当をしたのかを説明してください
 - ・ 『救急連絡シート』などの傷病者の必要な情報を、救急隊へ伝達してください

2 協力病院への連絡と搬送病院の確保

- (1) 状況に応じて協力病院やかかりつけ医師に連絡してください
- (2) あらかじめ搬送先医療機関を交渉・確保されている場合は、当該医療機関へ搬送します
 - ※ 緊急度・重症度により、搬送先医療機関が異なる場合があります

3 施設職員の同乗

- (1) 医療機関への申し送りが必要です
- (2) 看護記録・介護記録・カルテ等を持参してください

4 DNAR（蘇生処置をしないで）の意思表示

- (1) 傷病者や家族から DNAR（蘇生処置をしないで）の意思表示（書面等）がある場合は、あらかじめ協力病院やかかりつけ医師に相談してください
- (2) DNAR の意思表示があった場合でも、救急隊は応急処置を何もせず医療機関へ搬送することはできません
心肺蘇生法などの応急処置を実施することが救急隊の業務とされていますので、ご理解とご協力をお願いします

救急車の適正利用にご協力ください！

近年、救急車の出動件数・搬送人員が増加し、救急隊の現場までの到着時間が遅くなってきています。救急車や救急医療は限りある資源です。

次のような場合には、自家用車や患者等搬送事業者（民間の救急車）などの活用に、ご理解とご協力をお願いします。

- (1) 寝たきりである、人手がないなどが理由の場合
- (2) 寝台車を利用すれば病院に行ける場合
- (3) 末期治療のためのもの
- (4) 処方薬がなくなったので、かかりつけ病院へ行く場合など、緊急性が認められない場合

伊勢原市消防本部が認定した患者等搬送事業者は、次のとおりです。内容については、事業者にご確認ください。

搬送事業者名	所在地	電話
おおぞら介護タクシー	伊勢原市高森	0463-92-5544
bay dream K Y G. 合同会社	伊勢原市池端	090-4028-4300
株式会社ダックス	伊勢原市下谷	0463-93-1038
神奈川民間救急 Zero	伊勢原市三ノ宮	070-2377-0119



施設内での予防救急

救急車が必要な病気やケガ等を、ほんの少しの注意や心がけで防ぐ取り組みを「**予防救急**」といいます。日頃の心掛け一つで予防できるものがあります。

1 転倒・転落防止

【原因】

- ・段差でつまずいてしまう。
 - ・飲み物等がこぼれて、床が濡れた場所ですべってしまう。
- ※普段生活していて慣れている場所でも、小さな段差で転倒し、骨折を伴う重症となってしまう可能性がある。

【予防策】

- ・段差をなくす。
- ・手すりの設置
- ・部屋の整理、整頓
- ・部屋、廊下の明るさに注意する。
- ・床が濡れてしまった場合には、できる限りすぐに拭きとる。

2 かかりつけ医、協力病院との連絡体制の構築

入所者ごとに、かかりつけ医師や協力病院との連絡を密にし、健康管理だけでなく、容体変化したときに相談・受診できる体制をつくりましょう。

3 誤嚥・窒息

【原因】

- ・ゼリー、肉、パン等を喉に詰まらせる。
- ※脳梗塞や神経疾患のある高齢者の方は嚥下運動が障害され、飲み込みにくくなっている。

【予防策】

- ・食べ物を小さく切り、食べやすい大きさにする。
 - ・ゆっくり食事に集中できるような環境をつくる。
- ※食事中にむせるなどの症状があった場合は、食事後の容体変化に気をつける。

4 手洗い・うがいの励行

高齢者の場合、典型的な高熱、全身倦怠感を発症せず、微熱や呼吸器症状を呈することが多い。

【予防策】

- ・日頃から十分な休養と、バランスのとれた栄養の摂取を心掛ける。
- ・施設職員だけでなく、入居者全員の手洗い、うがいを徹底する。

※感染の経路（接触・飛沫・空気など）や、嘔吐物などの正しい処理の方法など、感染予防対策を知ることによって、施設内での二次感染を防ぐことができる。



5 溺水

【原因】

- ・浴室と脱衣所の温度差が大きいため、「ヒートショック」などによる救急事故が増える。
- ※高齢者の方は温度調整機能が低下し、また、のどの乾きを感じにくくなっている。

【予防策】

- ・居室、施設内のお風呂場やトイレ、廊下等の温度変化にも注意し、急激な温度変化を作らない環境づくりを心掛ける。

6 生活状況の記録

毎日の状況について記録し、いざという時のために、入居者の状況を把握できるような記録を作成しておく。

- ★救急要請に必要な情報『救急連絡シート』の作成に、ご協力をお願いします。

7 応急手当の習得と実施

- ★詳しくは伊勢原市ホームページをご覧ください。

入所者が生命の危険にさらされた時、最初に気付くのは施設職員の皆様です。

伊勢原市消防本部では、応急手当を学ぶ「救命講習会」を開催しています。

いざという時のために、定期的に講習を受け、応急手当を身につけましょう。

さいごに

急性心筋梗塞や脳卒中、大量の出血を伴う怪我でも、救急車を呼ぶのをためらってしまうことがあります。重大な病気や怪我の場合には、ためらわずに救急車を呼んで下さい。

一方で、軽症で救急車を呼んでしまうこともあります。救急車の出動件数はとても増えており、救急隊の現場までの到着時間も遅くなっています。

伊勢原市消防本部では、増加する救急要請に適切・的確に対応するために、病気や怪我等を未然に予防するための取り組み「予防救急」を推進するとともに、救急車の適正利用を呼びかけています。

高齢者は、少しの病気や怪我等で中等症以上（入院）となることが多く、重症化してしまうこともあります。

施設の皆さまにおきましても「予防救急」に取り組んでいただき、高齢者の方がいつまでも元気で、安全・安心して暮らせるよう、ご協力をお願いします。

また、いざというときの対応を施設の皆さまで確認していただき、施設の皆さまと救急隊がより円滑な救急対応が行えるよう、ご理解とご協力をお願いします。

